

中小企業季節資金融資のご案内

令和 7 年 4 月 1 日
太田市役所産業政策課

この資金は、市内の中小企業者の季節的な資金需要に応えるため、市が金融機関と協調して実施する短期運転資金の融資制度です。

1. 申込みのできる方

市内に店舗、工場、又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者及び中小企業団体が対象となります。

対象業種は、中小企業信用保険法に定める信用保証対象業種ですが、事業内容や事業実態によっては対象とならないものがあります。また、風俗営業や性風俗特殊営業も対象となりません。

2. 申込期間 夏季分 令和7年 5月1日（木）から令和7年8月29日（金）まで
年末分 令和7年11月4日（火）から令和8年2月27日（金）まで

3. 資金使途

季節商品の仕入れ、従業員のボーナス資金、外注費支払などの運転資金です。

ただし、借入金の返済資金や納税資金は除きます。

4. 融資条件

- (1) 融資限度額 1,000万円
(2) 融資期間 6か月未満
(3) 融資利率 年1.5%以内
(4) 担保・保証人 金融機関や信用保証協会（信用保証を付す場合に限る。）の定めるところによる
(5) 返済方法 期限一括又は分割返済

5. 融資の申込み及び取扱金融機関

直接、市内の銀行、信用金庫、信用組合及び^(株)商工組合中央金庫前橋支店の窓口にお申込みください。

6. 申込みに必要な書類等

- ・中小企業季節資金融資申請書
- ・太田市税等照合票（制度融資申請用）
- ・中小企業季節資金融資受付表（保証付の場合）
- ・確定申告書 or 決算書 直近1年分（保証付の場合）

7. その他

詳細は、市内金融機関にお問い合わせください。

太田市役所産業政策課

TEL：0276-47-1846（ダイヤルイン）

